

各 位

上場会社名	寺崎電気産業株式会社
代表者	代表取締役社長 寺崎 泰造
(コード番号	6637)
問合せ先責任者	専務取締役経営企画室室長 周藤 忠
(TEL	06-6791-2701)

平成 31 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、下記のとおり平成 31 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を、本日近畿財務局へ提出し、受理されましたのでお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成31年3月期第1四半期報告書
2. 延長前の法定提出期限
平成30年8月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成30年9月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社工場の購買担当である従業員が、平成27年8月から平成30年5月までにおいて、購買した原材料を当社に無断で転売し、その売得金を不正に着服した疑いがあります。なお、現在判明している範囲で、当該従業員による着服金の総額は、約210百万円となっております。当該事案は、平成30年7月24日に転売先業者より売得金の支払いに対する領収書の発行依頼が購買担当課長にあり、これを契機として転売先業者への確認等を行った結果、平成30年7月31日において、前述の期間における原材料の無断転売が行われ、その売得金が不正に着服されていた疑いがあることが判明したものです。当該事案の判明後、当社では、平成30年8月1日に弁護士への相談を行うとともに、平成30年8月3日に監査法人等への当該事案の説明及びその影響並びに今後の対応について打ち合わせを行いました。監査法人との打ち合わせにおいて、監査法人より、当該事案の判明にともない重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるとの指摘を受け、その結果、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書において重要な虚偽の表示の疑義があると判断したことより、平成30年8月7日に臨時取締役会を開催し、社内調査委員会の設置を決定するとともに、四半期報告書の提出期限の延長に関する承認申請を行う方針であることを開示しております。

なお、現時点において各年度における財務諸表等に与える影響額は把握できておりません。
本件の全容の解明及び原因究明並びに同種の事案の有無について調査するため、弁護士等の外部の専門家を含む社内調査委員会（＊）を平成30年8月7日に設置し、調査を進めております。

なお、現時点において、社内調査委員会による調査は、原材料の無断転売及びその売得金が不正に着服されている疑いが判明しております平成27年8月を約1年半遡る平成26年4月（平成26年度）以降を対象に、その対象期間に当該従業員が担当しておりました、購買業務すべてを対象として調査を行う予定をしております。

社内調査委員会による、過年度を含めた影響額の明確化に係る調査・確認作業並びに他拠点及び他業務における同種の事案の有無についての調査に約20日程度、社内調査委員会の結果を受けて適正な決算数値を確定させる作業に約5日程度、その後の監査法人による追加的監査及びレビューに約10日程度の日数を要すると見込んでおります。

過年度を含めた影響額を確定するために、社内調査及び監査法人による追加監査手続きが必要となることから、提出期限である平成30年8月14日までに提出を予定しておりました、第39期（平成31年3月期）第1四半期報告書（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）が提出期限までに提出できない見込みとなり、四半期報告書の提出期限の延長申請を行わざるを得ないとの判断に至りました。

なお、提出期限の延長承認を受けた場合、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を含め、9月14日の提出期限までに提出する見込みです。

＊社内調査委員会の構成メンバーは下記となっております。

委員長：池口 毅（弁護士 大阪西総合法律事務所）

委員：吹矢 洋一（弁護士 大阪西総合法律事務所）

寺崎 泰造（代表取締役社長） 周藤 忠（専務取締役）

熊澤 和信（常務取締役） 長瀬 順治（取締役 監査等委員）

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長の申請が承認された場合は、速やかにご報告いたします。

以 上